

処 分 基 準

令和 6 年12月12日作成

法 令 名	:	風俗営業等適正化法
根 拠 条 項	:	第 8 条
処 分 の 概 要	:	風俗営業の許可の取消し
原権者（委任先）	:	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め	:	風俗営業等適正化法第 3 条（許可）、同第 4 条（許可の基準）、同第 7 条（承認）、同第 7 条の 2（承認）、同第 7 条の 3（承認）
処 分 基 準	:	風俗営業等適正化法第 8 条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のように、速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復しようとしている場合等で悪意がない又はごく軽微な場合を除き、風俗営業の許可（承認）を取り消すこととする。 第 4 条第 1 項第11号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先	:	埼玉県警察本部生活安全部保安課
備 考	:	